



Total assist からだの保険

ご契約のしおり

—ご契約の手引き—
—傷害総合保険の約款—

ケガ・
その他



この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、
ご一読いただき保険証券および「パンフレット兼重要事項説明書」とともに
大切に保管してください。

SAB

はじめに

日頃より東京海上日動をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このご契約のしおりはトータルアシストからだの保険（傷害総合保険）についてご説明したものです。詳しくは普通保険約款や特約をご一読いただき、内容をよくご確認くださいますようお願いいたします。

弊社はこれからもお客様の信頼を原点に、安心と安全の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく努めてまいります。

どうぞ今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご契約のしおり

この冊子には、ご契約についての大切なことながらが記載されており、以下の構成となっております。

I. ご契約の手引き

お支払いする保険金の概要一覧、保険証券の表示内容、保険金のお受取りまでの流れ等をご説明しております。

II. トータルアシストからだの保険（傷害総合保険）の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

商品の仕組みやご契約に関する重要な事項等（基本となる補償や主な特約の概要、告知義務、補償の重複に関するご注意等）は、ご契約時にご案内した「重要事項説明書」または更新時にご案内した「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください（弊社ホームページでもご確認いただけます。）。

- ご不明な点がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、ご契約者から保険の対象となる方にご契約内容やこの冊子の内容をご説明ください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。
- 「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動マイページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

「ご契約のしおり（約款）」の内容は、ホームページでもご確認いただけます。

「Green Gift」プロジェクト実施中！



「Green Gift」プロジェクトとは？

弊社では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを展開しています。この「Green Gift」プロジェクトでは、「ご契約のしおり（約款）」等を弊社ホームページ上でご確認いただく方法（Web約款等）をご選択いただいたお客様をパートナー（Green Giftパートナー）として、弊社からマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に寄付を実施します。

事故のご連絡やご契約内容
確認・変更手続きに…

マイページの
ご登録をお願いします。

東京海上日動のホームページまたはスマートフォンアプリ（マイページアプリ）からご登録ください。

東京海上日動 マイページ

検索



公式アプリの
ダウンロードは
こちらから（無料）▶



目的別もくじ

こんなときは

こちらをご参照ください

ページ

ご契約内容の確認について

目的 1 いつから補償が開始されるのか
知りたい

I 2 保険証券の表示内容(トータルアシストからだの保険)⑤保険期間

14

目的 2 保険証券の見方を知りたい

I 2 保険証券の表示内容(トータルアシストからだの保険)

13

目的 3 支払われる保険金の内容について知りたい

I 1 お支払いする保険金の概要一覧等

8

事故が起った場合

目的 4 事故が起った場合に行わなければ
ならないことが知りたい

I 3 1. 事故後の対応(主なもの)

15

目的 5 保険金の受取りまでの流れが知りたい

I 3 2. 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ

15

その他

目的 6 保険証券をなくしてしまった

ご契約の代理店または弊社までご連絡ください
弊社連絡先：「裏表紙」をご参照ください

目的 7 東京海上日動の連絡先を知りたい

〈事故が起った場合〉⇒事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

I 3 1. 事故後の対応(主なもの)

15

「裏表紙」をご参照ください

〈その他の場合〉⇒東京海上日動ホームページ
「裏表紙」をご参照ください

■もくじ

I. ご契約の手引き（保険証券の見方・事故が起きた場合等）

1 お支払いする保険金の概要一覧等	8
1. トータルアシストからだの保険（傷害定額）	8
2. トータルアシストからだの保険（サイクル）	9
3. トータルアシストからだの保険（ゴルファー）	11
2 保険証券の見方	13
3 事故が起きた場合の連絡方法や留意点	15
4 デイリーサポート	16
5 その他ご注意いただきたいこと	16

II. トータルアシストからだの保険（傷害総合保険）の約款

1 約款の構成・見方および解約の場合の返れい金の計算方法	18
2 普通保険約款	22
【用語の定義】	22
普通保険約款および特約に使用される用語の定義を記載しています。	
第1章 傷害定額条項	25
急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方がケガをしたまたは熱中症となった場合にお支払いする保険金について記載しています。	
第2章 基本条項	
第1節 契約手続および保険契約者等の義務	31
ご契約にあたって、正しくご申告いただく必要がある事項や、ご契約の内容に変更があった場合にご通知いただく必要がある事項等について記載しています。	
第2節 保険料の払込み	32
保険料の払込方法や払込期日、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。	
第3節 事故発生時等の手続	34
事故、損害または傷害の発生時に行っていただきたいことやご注意いただきたいことについて記載しています。	
第4節 保険金請求手続	34
保険金のお支払い方法や手続き、ご注意いただきたいことについて記載しています。	
第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除	36
保険料の払込みが滞った場合や、告知義務や通知義務に違反した場合等、弊社からご契約を解除させていただくことがあります。このほか、ご契約が取消し・無効となる場合や、ご契約を解約される場合等についても記載しています。	
第6節 保険料の返還、追加または変更	40
ご契約内容に変更が生じた場合の、変更後の保険料の払込方法や払込期日、また、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。このほか、第5節の規定によりご契約が取消し・解除・解約等となった場合の、保険料の返還についても記載しています。	

第7節 その他事項 42

補償の対象となる期間や地域、保険金のお支払いにより弊社に移転（代位）する権利、保険金請求権の時効等について記載しています。

別表 後遺障害等級表 45

付表1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料 48

付表1-2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料 48

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料 49

付表3 短期料率 49

トータルアシストからだの保険の特約は下表の通りです。

ご契約内容により自動セットされる特約(下表に◆のある特約)、お申出により任意でご契約いただくことができる特約があります。

特 約	記載 ページ	保険証券上の表示（例）*	申込書等における表示（例）*
◆自動セットされる条件等			

トータルアシストからだの保険（傷害定額）の特約

① 天災危険補償特約	50	天災危険補償特約	天災危険補償特約
後遺障害等級限定補償特約	50	後遺障害等級限定（第3級以上）	後遺障害等級限定（第3級以上）
② ◆始期日における保険の対象となる方の年齢が満71歳以上のご契約の場合	50	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内1億円（国外1億円） 免責金額：なし	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内1億円（国外1億円） 免責金額：なし
③ 個人賠償責任補償特約	50	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内1億円（国外1億円） 免責金額：なし	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内1億円（国外1億円） 免責金額：なし
④ 賠償事故解決に関する特約	54	賠償事故解決に関する特約	(表示されません。)
◆「③個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	54	賠償事故解決に関する特約	(表示されません。)
⑤ 基本条項特約（賠責）	57	基本条項特約（賠責）	(表示されません。)
◆「③個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	57	基本条項特約（賠責）	(表示されません。)
⑥ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	60	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)
◆すべてのご契約	60	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)

トータルアシストからだの保険（サイクル）の特約

⑦ 交通事故傷害危険のみ補償特約	61	交通事故傷害危険のみ補償特約	交通事故傷害危険のみ補償特約
◆すべてのご契約	61	交通事故傷害危険のみ補償特約	交通事故傷害危険のみ補償特約
後遺障害等級限定補償特約	50	後遺障害等級限定（第3級以上）	後遺障害等級限定（第3級以上）
② ◆始期日における保険の対象となる方の年齢が満71歳以上のご契約の場合	50	後遺障害等級限定（第3級以上）	後遺障害等級限定（第3級以上）
③ 個人賠償責任補償特約	50	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内1億円（国外1億円） 免責金額：なし	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内1億円（国外1億円） 免責金額：なし
④ 賠償事故解決に関する特約	54	賠償事故解決に関する特約	賠償事故解決に関する特約
◆「③個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	54	賠償事故解決に関する特約	賠償事故解決に関する特約
⑤ 基本条項特約（賠責）	57	基本条項特約（賠責）	(表示されません。)
◆「③個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	57	基本条項特約（賠責）	(表示されません。)
⑥ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	60	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)
◆すべてのご契約	60	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)

トータルアシストからだの保険（ゴルファー）の特約

⑧ ゴルフ中等の危険補償特約	63	ゴルフ中等の危険補償特約	ゴルフ中等の危険補償特約
◆すべてのご契約	63	ゴルフ中等の危険補償特約	ゴルフ中等の危険補償特約
③ 個人賠償責任補償特約	50	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内1億円（国外1億円） 免責金額：なし	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内1億円（国外1億円） 免責金額：なし
④ 賠償事故解決に関する特約	54	賠償事故解決に関する特約	(表示されません。)
◆「③個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	54	賠償事故解決に関する特約	(表示されません。)
⑤ 基本条項特約（賠責）	57	基本条項特約（賠責）	(表示されません。)
◆「③個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	57	基本条項特約（賠責）	(表示されません。)
⑨ 携行品特約	64	携行品特約 保険金額：●●●万円 免責金額：なし	携行品特約 保険金額：●●●万円 免責金額：なし
⑩ 基本条項特約（財産）	67	基本条項特約（財産）	(表示されません。)
◆「⑨携行品特約」をご契約の場合	67	基本条項特約（財産）	(表示されません。)
⑪ ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	69	ホールインワン費用特約 保険金額：●●●万円	ホールインワン費用特約 保険金額：●●●万円
⑫ 基本条項特約（費用）	72	基本条項特約（費用）	(表示されません。)
◆「⑪ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をご契約の場合	72	基本条項特約（費用）	(表示されません。)
⑬ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	60	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)
◆すべてのご契約	60	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)

特 約	記載 ページ	保険証券上の表示（例）*	申込書等における表示（例）*
ご契約の手続きに関する特約ほか			
⑬ 保険契約の更新に関する特約	74	保険契約の更新特約	
◆すべてのご契約（保険期間が1年未満のご契約および質権が設定されているご契約を除きます。）			更新特約
⑭ 傷害総合補償の更新に関する特約	75	傷害総合補償の更新に関する特約	
◆すべてのご契約（保険期間が1年未満のご契約および質権が設定されているご契約を除きます。）			
⑮ 通信による契約申込に関する特約	76	通信による契約申込に関する特約	通信による契約申込に関する特約
⑯ インターネット等による通信販売に関する特約	76	インターネット特約	インターネット特約
◆すべてのご契約			
⑰ 保険料支払手段に関する特約	77	(表示されません。)	(表示されません。)
◆すべてのご契約			

*これと異なる表示を行う場合や表示しない場合があります。

耳や言葉の不自由なお客様専用事故受付票（ファックス）……………最終ページ

I. ご契約の手引き

保険の対象となる方（被保険者）、お支払いする保険金の概要一覧、保険証券の表示内容、保険金のお受取りまでの流れ等をご説明しております。

1 お支払いする保険金の概要一覧等

トータルアシストからだの保険における保険の対象となる方（被保険者）およびお支払いの対象となる主な保険金は以下のとおりです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は東京海上日動マイページよりご確認いただか、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

1. トータルアシストからだの保険（傷害定額）

① 保険の対象となる方（被保険者）

	本人型	
	右記以外の補償	個人賠償責任補償特約
ご本人 ^{*1}	○	
ご本人 ^{*1} の配偶者 ^{*2}	—	
ご本人 ^{*1} またはその配偶者 ^{*2} の同居のご親族 ^{*3}	—	○
ご本人 ^{*1} またはその配偶者 ^{*2} の別居の未婚 ^{*4} のお子様	—	

※保険の対象となる方（被保険者）の統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任補償特約において、ご本人^{*1}が未成年者または上表の保険の対象となる方（被保険者）が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方（被保険者）に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 申込書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載または入力された方をいいます。

*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思^{*5}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*3 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

*4 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

② お支払いする保険金の概要

トータルアシストからだの保険（傷害定額）をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

※一部のご契約では、記載内容と異なる場合がありますので、保険証券にてご契約内容をご確認のうえ、詳しい補償内容は「II. トータルアシストからだの保険（傷害総合保険）の約款」をご参照ください。

傷害総合保険 普通保険約款 (傷害定額条項)	お支払いする 保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)							
		国内外において、保険の対象となる方（被保険者・本人）がケガ ^{*1*2} をした場合に保険金をお支払いします。							
	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします（ただし、1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。）。							
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします ^{*3} （ただし、お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。）。							
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、1事故について180日 ^{*4} を限度とします。）。							
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*5} または先進医療 ^{*6} に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術に限り、1事故に基づくケガについて1回の手術に限ります。 ^{*7} ）。	<table border="1"><tr><td rowspan="2">お支払額</td><td>入院中</td><td>入院保険金日額の10倍</td></tr><tr><td>入院中以外</td><td>入院保険金日額の 5倍</td></tr></table>	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍	入院中以外	入院保険金日額の 5倍	
お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍							
	入院中以外	入院保険金日額の 5倍							
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、1事故について30日を限度とします。）。							

個人賠償責任 補償特約	個人賠償責任保険金	国内外において、以下のような事由により、保険の対象となる方（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いたします。 ・日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ・保険の対象となる方（被保険者）が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ・電車等 ^{*9} を運行不能にさせた場合 ・日本国内で受託した財物（受託品） ^{*10} を壊したり盗まれた場合
	その他	損害防止費用・請求権の保全・行使手続費用・緊急措置費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害定額条項におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*3 始期日における保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）の年齢が満71歳以上の場合は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

*4 始期日における保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）の年齢が満71歳以上の場合は、30日となります。

*5 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*6 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

*7 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いたします。

*8 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポートーその他着脱が容易なものを含みません。

*9 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

*10 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等

2.トータルアシストからだの保険（サイクル）

①保険の対象となる方（被保険者）

	本人型	
	右記以外の補償	個人賠償責任補償特約
ご本人 ^{*1}	<input checked="" type="radio"/>	
ご本人 ^{*1} の配偶者 ^{*2}	—	
ご本人 ^{*1} またはその配偶者 ^{*2} の同居のご親族 ^{*3}	—	<input checked="" type="radio"/>
ご本人 ^{*1} またはその配偶者 ^{*2} の別居の未婚 ^{*4} のお子様	—	

*保険の対象となる方（被保険者）の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*個人賠償責任補償特約において、ご本人^{*1}が未成年者または上表の保険の対象となる方（被保険者）が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方（被保険者）に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 申込書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載または入力された方をいいます。

*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思^{*5}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*3 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

*4 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②お支払いする保険金の概要

トータルアシストからだの保険（サイクル）をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

*一部のご契約では、記載内容と異なる場合がありますので、保険証券にてご契約内容をご確認のうえ、詳しい補償内容は「II. トータルアシストからだの保険（傷害総合保険）の約款」をご参照ください。

お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)						
国内外において、交通事故等 ^{*1} により、保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）がケガ ^{*2*3} をした場合に保険金をお支払いします。	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします（ただし、1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。）。						
傷害総合保険 普通保険約款 (傷害定額条項)	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします ^{*4} （ただし、お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。）。					
「交通事故傷害危険のみ補償特約」が自動セットされ、右記の場合に保険金をお支払いします。	後遺障害保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、1事故について180日 ^{*5} を限度とします。）。					
傷害総合保険 普通保険約款 (傷害定額条項)	入院保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*6} または先進医療 ^{*7} に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術に限り、1事故に基づくケガについて1回の手術に限ります。 ^{*8} ）。					
「交通事故傷害危険のみ補償特約」が自動セットされ、右記の場合に保険金をお支払いします。	手術保険金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">お支払額</td> <td>入院中</td> <td>入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td>入院中以外</td> <td>入院保険金日額の 5倍</td> </tr> </table>	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍	入院中以外	入院保険金日額の 5倍
お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍					
	入院中以外	入院保険金日額の 5倍					
個人賠償責任保険金	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、1事故について30日を限度とします。）。なお、通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等 ^{*9} を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。					
個人賠償責任 補償特約	その他	国内外において、以下のような事由により、保険の対象となる方（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ・保険の対象となる方（被保険者）が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ・電車等^{*10}を運行不能にさせた場合 ・日本国内で受託した財物（受託品）^{*11}を壊したり盗まれた場合 					

*1 交通事故等とは以下のものをいいます。

- ・運行中の交通用具（自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等）との衝突、接触等の交通事故
- ・運行中の交通用具に搭乗している間の事故
- ・乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故
- ・作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- ・交通用具の火災による事故

等

*2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*3 *2にかかわらず、傷害定額条項におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*4 初期日における保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）の年齢が満71歳以上の場合は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

*5 初期日における保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）の年齢が満71歳以上の場合は、30日となります。

*6 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*7 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

*8 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

*9 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

*10 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

*11 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等

3.トータルアシストからだの保険（ゴルファー）

①保険の対象となる方（被保険者）

申込書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載または入力された方が保険の対象となります。

*個人賠償責任補償特約において、ご本人^{*1}が未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人^{*1}の親権者、その他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（ご本人^{*1}に関する事故に限ります。）。

*1 申込書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載または入力された方をいいます。

②お支払いする保険金の概要

トータルアシストからだの保険（ゴルファー）をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

*一部のご契約では、記載内容と異なる場合がありますので、保険証券にてご契約内容をご確認のうえ、詳しい補償内容は「II. トータルアシストからだの保険（傷害総合保険）の約款」をご参照ください。

お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)						
国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導 ^{*1} 中に保険の対象となる方（被保険者・本人）がケガ ^{*2*3} をした場合に保険金をお支払いします。							
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします（ただし、1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。）。						
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします（ただし、お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。）。						
傷害総合保険 普通保険約款 (傷害定額条項)	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、1事故について180日を限度とします。）。					
「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされ、右記の場合に保険金をお支払いします。	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*4} または先進医療 ^{*5} に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術に限り、1事故に基づくケガについて1回の手術に限ります。 ^{*6} ）。					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">お支払額</td> <td>入院中</td> <td>入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td>入院中以外</td> <td>入院保険金日額の 5倍</td> </tr> </table>	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍	入院中以外	入院保険金日額の 5倍
お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍					
	入院中以外	入院保険金日額の 5倍					
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、1事故について30日を限度とします。）。	なお、通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等 ^{*7} を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。					

*1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

*2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいすれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*3 *2にかかわらず、傷害定額条項におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*4 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

*6 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

*7 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポートーその他着脱が容易なものを含みません。

お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)	
個人賠償責任補償特約 <small>(「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされ、右記の場合に保険金をお支払いします。)</small>	個人賠償責任保険金	<p>国内外において、以下のような事由により、保険の対象となる方（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフの練習、競技または指導^{*1}中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合^{*2} ・ゴルフの練習、競技または指導^{*1}中に、日本国内で受託した財物（受託品）^{*3}を壊したり盗まれた場合
	その他	<p>損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p>
携行品特約 <small>(「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされ、右記の場合に保険金をお支払いします。)</small>	携行品保険金	<p>国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）が所有するゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と一緒に生じた場合に限ります。）またはゴルフクラブの破損、曲損^{*4}によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。</p>
	その他	<p>損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。</p>
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、達成のお祝いとして実際にかかった費用^{*5}等を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同伴競技者および同伴競技者以外の第三者^{*6}の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴競技者以外の第三者^{*6}のいずれかが目撲したホールインワンまたはアルバトロス） ・記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス <p>※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者^{*6}およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、弊社が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>※原則として同伴キャディがないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者^{*6}の目撲証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。</p>

*1 ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

*2 ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を含みます。

*3 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等

*4 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。

*5 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

*6 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

2 保険証券の見方

保険契約継続証および東京海上日動マイページのご契約内容画面も同様の見方です。

保険証券の表示内容をご確認ください。

万が一お申込み内容と相違がございましたら、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

※保険証券等の漢字表記については、旧字体で表示できない場合、新字体で表示しています。誠に恐れ入りますが、旧字体への修正はいたしかねますので、ご了承ください。

※以下は保険証券のイメージ画像です。実際はこれと異なる場合があります。

保険証券の表示内容

【保険証券表面(例: 傷害定額)】

The form contains the following sections:

- 保険契約者**: Shows the name and address of the policyholder.
- 証券番号**: Shows the policy number.
- 代理店・仲人**: Shows the agency and broker information.
- 電話番号**: Shows the telephone number.
- 保険種類**: Shows the type of insurance.
- 保険期間**: Shows the period of coverage.
- 取扱営業店・代理店**: Shows the handling business and agency.
- 保険の対象となる方(被保険者・本人)**: Shows the insured person.
- 死亡保険金受取人**: Shows the beneficiary of the death benefit.
- 保険料のお支払内容**: Shows payment details.
- 払込方法**: Shows the method of payment.
- 割引・割増等**: Shows any discounts or surcharges.

Text at the bottom: 本書に記載の内容をお申込み内容と相違ないかを必ずご確認いただき、ご不明な点がございましたら代理店または弊社にお問い合わせください。

【保険証券裏面(例: 傷害定額)】

The form contains the following sections:

- 補償内容**: Shows compensation details.
- 被保険者の型等**: Shows the type of insured person.
- 特約の内容・保険金額等**: Shows special terms and insurance amounts.
- その他の特約等**: Shows other special terms.
- 付帯サービス等**: Shows attached services.

Text at the bottom: 個人責任保険特約は、傷害定額条項の被保険者の型にかかわらず、保険の対象となる方（被保険者・本人）と 重要事項説明書は こちらから その配偶者およびその他のご親族まで補償します。詳細は重要事項説明書をご確認ください。

①保険契約者

ご契約者の住所・氏名等が表示されます。弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。

変更がありましたら、東京海上日動マイページ上の「お手続き」タブよりお手続きいただくか、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。

②証券番号

ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。

③お問い合わせ先

ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、こちらの電話番号等までご連絡ください。

④保険種類

この保険契約の約款名が表示されます。

⑥保険期間

補償の対象となる期間が表示されます。

※弊社の保険責任は以下のとおりです。

	補償の開始時期	補償の終了時期
初年度契約	保険期間の初日（始期日）の午前0時 〔保険証券等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻〕	満期日の午後4時
更新契約	保険期間の初日（始期日）の午後4時 〔保険証券等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻〕	満期日の午後4時

⑦取扱営業店・代理店

ご契約を担当させていただいている弊社営業店や代理店が表示されます。

⑧保険の対象となる方（被保険者・本人）

保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）の住所・氏名等が表示されます。

⑨保険金受取人、保険の対象となる方（被保険者）との関係、受取割合

死亡保険金受取人を指定していない場合は、「法定相続人」が表示されます。

死亡保険金受取人を指定している場合は、指定された受取人が表示されます。

⑩保険料のお支払内容

保険料とその払込方法や払込期日が表示されます。保険料を分割して払込みいただく場合は、1回分の保険料や2回目以降の払込期日が表示されます。

※払込方法が一時払の場合には、「第2回目以降払込保険料の払込期日」はブランクとなります。

⑪被保険者の型等

「被保険者の型」欄には、保険の対象となる方（被保険者）の範囲が「本人型」として表示されます。

⑫補償の内容・保険金額等

ご契約いただいた補償の内容や保険金額等が表示されます。

⑬特約／その他の特約等

ご希望によりご契約いただいた特約、ご契約に自動セットされる特約等が表示されます。あわせて、保険金額等が表示されます。

※保険金額が表示されていない特約については、約款等をご確認ください。

⑭付帯サービス等

「○」と表示されている付帯サービス等をご利用いただけます。

3 事故が起こった場合の連絡方法や留意点

1. 事故後の対応（主なもの）

【事故共通】

- 直ちに東京海上日動マイページからお手続きいただくか、ご契約の代理店または弊社（下記フリーダイヤル）にご連絡ください。

【東京海上日動または保険証券記載の連絡先に連絡】

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

☎ 0120-720-110

受付時間：24時間・365日

ネットでのご連絡はこちら▶



※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス（最終ページをご参照）からもご連絡いただけます。

- 損害確認・原因確認へのご協力

【賠償事故・盗難・破損】

- 損害拡大の防止
- 修理着工の事前承認
- 修理の手配
- ケガ人等の救護
- 警察への連絡・盗難届出
- 破損物の保管

2. 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ



【必要書類の提出】

- 保険金請求書やその他必要となる書類をご提出いただきます。ご請求に関するご照会・必要書類のご送付は弊社窓口までお願いいたします。

ご提出いただく書類の一例

- 保険金請求書
- 個人情報の取得に関する同意書

【お願ひ】

ご家族の方がご契約されている保険がございましたら、ご連絡をお願いいたします。

【内容の確認】

- ご提出いただきました書類について、内容確認いたします。不明な点等につきましてはお問い合わせていただくことがございますので、ご了承ください。

ご提出いただく書類の一例

- 個人情報の第三者提供に関する同意書
- 傷害の程度を証明する書類（診断書等）

【お願ひ】

迅速な解決に向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力ををお願いいたします。

【内容の確定】

- お客様の保険金請求意思をご確認後、保険金をお支払いいたします。

※事案により順番等が異なることもあります。

個人賠償責任補償特約には、「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、示談交渉は原則として弊社が行います。ただし、次の場合には、弊社は相手方と示談交渉することができません。

- 保険金をお支払いすることのできない事故
- 保険の対象となる方（被保険者）が弊社の解決条件に同意されない場合
- 損害賠償額が明らかに保険金額を超える事故
- 保険の対象となる方（被保険者）が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合
- 弊社が示談交渉を行うことについて相手方の同意が得られない場合
- 国外での賠償事故

示談交渉を進めるにあたっては、弊社の選任した弁護士が直接相手方との交渉にあたる場合もあります。

賠償事故で、弊社が保険の対象となる方（被保険者）に保険金をお支払いできる場合は、その金額の範囲内で相手方は損害賠償額を直接弊社に請求できます。

4 デイリーサポート

日頃の様々な悩みまできめ細かくサポート！ ご契約者様の日常生活を応援するサービスです。

生活支援サービス

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。

また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

法律相談：土日祝・年末・年始を除く 午前10時～午後6時
税務相談：土日祝・年末・年始を除く 午後2時～午後4時

0120-285-110

ホームページアドレス

[www.tokiomarine-nichido.co.jp/
contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

土日祝・年末・年始を除く 午前10時～午後6時

0120-285-110

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

土日祝・年末・年始を除く 午前10時～午後4時

0120-285-110

<ご利用の際にご確認いただきたいこと等>

- 1.ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- 2.ご利用の際は提携会社より、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきます。
- 3.ご相談対象は、ご契約者、保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）、またはご契約者もしくは保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）の配偶者^{*1}・親族^{*2}（以下「相談対象者」といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちいずれかの方から直接ご相談いただいた場合に限ります。
- 4.各サービスメニューは、変更・中止となる場合があります。また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもございますのでご了承願います。
- 5.各サービスは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

5 その他ご注意いただきたいこと

保険料の払込みに関するご注意点

- ①払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受領証・通帳等、お手元の書類等でご確認ください。
- ②払込方法が口座振替のご契約において、払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料を請求します。また、弊社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料を合算して請求することができます。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシストからだの保険(傷害定額)	傷害総合保険(傷害定額条項)
トータルアシストからだの保険(サイクル)	「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットした傷害総合保険(傷害定額条項)
トータルアシストからだの保険(ゴルファー)	「ゴルフ中等の危険補償特約」をセットした傷害総合保険(傷害定額条項)

II. トータルアシストからだの保険 (傷害総合保険) の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。
また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約
の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認く
ださいますようお願いいたします。

1 約款の構成・見方および解約の場合の返れい金の計算方法

約款とは、ご契約者・被保険者（保険の対象となる方）等と保険会社それぞれの権利・義務等、保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

1. 約款の構成

トータルアシストからだの保険（傷害総合保険）の約款の構成は下図の通りです。

1. 普通保険約款

【用語の定義】

第1章 傷害定額条項

第2章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第2節 保険料の払込み

第3節 事故発生時等の手続

第4節 保険金請求手続

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第6節 保険料の返還、追加または変更

第7節 その他事項



2. 特約

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するもので次の2種類があります。

- ①ご契約内容により自動セットされる特約（自動セット特約）
(例)傷害総合補償の更新に関する特約 等
- ②お申出により任意にご契約いただくことができる特約（オプション）
(例)個人賠償責任補償特約 等

【 普通保険約款とは】

基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約をあわせてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。

【 特約とは】

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するものをいいます。

2. 約款の見方

約款をご覧いただにくにあたって

①

約款の中で太字・下線で表示されている用語*については、普通保険約款の【用語の定義】で定義しています。詳しくは、普通保険約款【用語の定義】(P.22)をご参照ください。

用語	定義
ア 医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	法令に定める医師および歯科医師または当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
力 既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことを行います。
契約内容変更日 後遺障害	保険契約の内容が変更となる日をいいます。 身体の一部を失ひまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次の⑦または⑮に該当するものをいいます。 ⑦ 基本条項別表に掲げる後遺障害 ⑮ 基本条項別表に掲げる 会社が、身体の部位を認めたり

* 原則として、各条項、各節、各特約において最初に出てきたものを太字・下線で表示しています。

②

普通保険約款・特約の各ページの欄外で、そのページに記載した内容について補足・解説しています。約款の記載とあわせてご確認ください。

③

約款の中の「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動マイページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

第1章 傷害定額条項

第1条 (保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社が、被保険者が身体に傷害を受け、その直接の結果として、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払う場合」欄に該当する場合は、この傷害定額条項および基本条項にしたがい、同様に規定する保険金を支払います。
- (2) 当会社は、用語の定義の規定にひかわらず、この傷害定額条項およびこれに付帯される特約における傷害には、日射または熱射によって生ずる熱中暑を含むものとします。
- (3) 当会社は、(1)の保険金のうち、保険証券に記載のものについてのみ支払責任を負うものとします。

第2条 (被保険者)

- (1) この傷害定額条項において被保険者は、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この傷害定額条項は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第3条 (保険金をお支払いしない場合—その1)

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戰、外、内、武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震をしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 次のいずれかに該当する事由
7. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(+1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
8. 以上の放射線照射または放射能汚染
- ④ 次のいずれかに該当する事由
9. ①から⑨までの事由によつて生じた事故の最大
10. 発生原因が何であるにかかわらず、第1条(ニ)の条項の補償内容(1)に規定する傷害の原因となった事故の①から⑨までの事由による拡大(+2)
9. ①から⑨までの事由に伴う秩序の混乱
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当するが、被保険者は、保険金をお支払うべき事由によって生じた傷害
7. 被保険者が、ただし、保険金をお支払うべき事由の被保険者の被った傷害に限ります。
- ② 被保険者の受取人(ハ)が、被保険者の行為によって生じた傷害
7. 被保険者の受取人(ハ)が、被保険者の行為によって生じた傷害に限ります。ただし、保険金をお支払うべき金額に限ります。
- ③ 被保険者が、運転する車に、自動車(4)に止まつた車両(5)を持たない車両(6)で自動車(4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金をお支払うべき事由はそれを保険金(1)の最大の額に限ります。
- ④ 被保険者が、麻薬、アヘン、大麻、ヘロイン、可憐ドーピング、シナーサー(+6)を使用した状態で自動車(4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金をお支払うべき金額はその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑤ 被保険者が、被保険者(ハ)が、自動車(4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金をお支払うべき金額はその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害。ただし、保険金をお支払うべき金額はその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑦ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
- ⑧ 被保険者に対する外科的術式その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的術式その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金をお支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑨ 被保険者に対する手術によって生じた傷害

(1) 保険料算定表には、使用料算定表も含まれます。また、被保険料算定表によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(2) 事由の内容が被保険者の車両により大きくなることをいいます。

(3) 保険金の受取人が被保険者である場合は、その理由で被保険者の被った傷害に限ります。

(4) 自動車とは、原動機付自動車を含みます。

(5) 薬品、医療器具等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(6) 毒物及び劇物取扱第3条の規定に基づく販売するものをいいます。

(7) 運転免許証の発給者またはこれに相当する者をいいます。

第4条 (保険金をお支払いしない場合—その2)

当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金をお支払うべき事由はその被保険者の被った傷害に限ります。

① (被保険者が表1に掲げる運転等を行っている間)

②

(第3(2)のもの)

当会社は、運転免許証を持たない自動車を運転とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

- 1. 運転免許証持主が運転免許を失うた者
- 2. 運転免許証の持主が部分を失っている者
- 3. 運転免許証によって運転できる自動車(車種類)の外の自動車を運転している者

* 運転免許証の更新提出申込等による交付申請または運転免許証不持続の者は該当しません。

3 特約

① 天災危険補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約の被保険者)

当会社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の②および③の規定にひかわらず、被保険者が下表に掲げる事由によって被った傷害に対しても、保険金(+1)を支払います。

① 地域もしくは噴火またはこれらによる津波

② 次のいずれかに該当する事由

- 7. ①の事由によつて生じた事故の最大
- 8. 発生原因が何であるにかかわらず、普通保険約款傷害定額条項第1条(ニ)の条項の補償内容(1)に規定する傷害の原因となった事故の①の事由による拡大(+2)
- 9. ①の事由に伴う秩の混亂

(1) 普通保険約款傷害定額条項第1条(ニ)に付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(2) 事由の形態や規模等がこれらの理由により大きくなることをいいます。

第3条 (保険金の支払時期)

当会社は、普通保険約款基本条項第4条第2条（保険金の支払）(2)の表の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

⑤ 災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海地震、南海地震またはこれらと同規模以上の損傷が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災

第4条 (車両規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に規定する事項に付帯して適用します。

③ 後遺障害③ 限額定額補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券がこの特約を適用することができる場合に適用されます。

第2条 (この特約の被保険者)

当会社は、この特約により、被保険者に、死亡・後遺障害保険金(+1)に普通保険約款基本条項別表後遺障害等級表の第3級に応する被保険者の保険金以上額の支払われるべき後遺障害が生じた場合に限り、後遺障害保険金を支払います。

(1) 死亡・後遺障害保険金(+1)は、保険証券に記載されたその被保険者の死後・後遺障害保険金新規といいます。

(2) 保険金の支払合意とは、普通保険約款傷害定額条項第5条（お支払いする保険金）(1)に規定する保険金支払合意をいいます。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

③ 個人賠償責任補償特約

この特約は、保険証券にこの特約を適用することができる場合に適用されます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することができる場合に適用されます。

② (個人賠償責任補償特約)

「賠償責任解約特約」により、国内事故に限り、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行います。

見本

3. 解約の場合の返れい金の計算方法

ご契約を解約される場合の返れい金は契約内容に応じて計算します。

用語解説

用語	説明											
月割	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。											
	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$
既経過期間・未経過期間が1日未満の場合は、0/12とします。												
短期率	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。											
	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで
	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%
既経過期間・未経過期間が1日未満の場合は、「7日まで」とします。												
年間適用保険料	解約日時点の契約内容に基づく、保険期間を1年間とした場合の保険料をいいます。なお、保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、始期日における保険料に基づき算出するものとします。											

返れい金の計算方法

$$\text{返還する保険料の額} = \text{年間適用保険料} \times (1 - \text{係数})$$

【ご注意ください】

- 返れい金の計算方法は、払込方法等によって異なります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。
- 実際には、補償ごとに1円位を四捨五入して10円単位で返還する保険料の額を計算します。計算の順序・計算過程における端数処理・契約内容変更の有無等の影響により、計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額が異なる場合があります。
- 解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、計算式に従って算出される金額から未払込保険料相当額を差し引いて保険料を返還します。なお、未払込保険料の額が返還する保険料の額を上回る場合は、その差額をご契約者に請求します。

ご契約を解約される場合における、補償ごとの返れい金の計算方法の具体例は以下のとおりです。

※ 保険期間を1年とする契約の具体例です。弊社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

ご契約を解約される場合	
係数	ご契約の払込方法が一時払の場合：既経過期間に対応する短期率 ご契約の払込方法が一時払以外の場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	ご契約の払込方法が一時払の場合
計算条件 始期日から6か月後に解約(既経過期間に対応する短期率：70%)、年間適用保険料60,000円	
	返還する保険料の額 $60,000\text{円} \times (1 - 70\%) = 18,000\text{円}$
具体例②	ご契約の払込方法が一時払以外の場合
計算条件 始期日から6か月後に解約(既経過期間に対応する月割：6/12)、年間適用保険料60,000円 既に払込みいただいた保険料25,000円 未払込保険料35,000円	
	返還する保険料の額 $60,000\text{円} \times (1 - 6/12) = 30,000\text{円}$
※ 未払込保険料との差額5,000円(35,000円-30,000円)を請求します。	

※ 解約日を始期日として東京海上日動で再度傷害保険をご契約される場合は、東京海上日動マイページ上の「お手続き」タブからのお手続きではなく、ご契約の代理店までご連絡ください。返れい金の計算方法が、上記と異なることがあります。

2 普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

用語	定義
ア 医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師等 法令に定める医師および歯科医師または当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
カ 既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	契約内容変更日 保険契約の内容が変更となる日をいいます。
	後遺障害 身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のア.またはイ.に該当するものをいいます。 ア. 基本条項別表に掲げる後遺障害 イ. 基本条項別表に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律
告知事項	危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(*2)をいいます。 (*1) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。 (*2) 他の保険契約等に関する事実を含みます。
サ 再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
	財物 財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
	敷地内 囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
事故の拡大	事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。
失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害(*1)で、医師等によりその発病が診断されたものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。 (*1) 正常分娩は除きます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない傷害(*2)を含みません。 (*1) 繼続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (*2) その症状の原因が何であるかによりません。

乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
親族	6 親等内の血族、配偶者(*1)または3 親等内の姻族をいいます。 (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
損壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 (*1) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。 (*2) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
タ 建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
通院	医師等による治療(*1)が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療(*1)を受けること(*2)をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。 (*1) 当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 医師等による往診を含みます。
電気的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。
電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ナ 入院	医師等による治療(*1)が必要であり、自宅等(*2)での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護医療院に入り、常に医師等の管理下において治療(*1)に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 (*1) 当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
ハ 被保険者	保険の対象となる者をいいます。共通補償特約においては、保険の補償を受けることができる者をいいます。
病院等	病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(*1)。ただし、介護保険法に定める介護医療院を除きます。 イ. 上記ア.と同程度と当会社が認めた日本国外にある医療施設 (*1) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。

	保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
マ	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
	未婚	これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
ヤ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1章 傷害定額条項

第1条 (この条項の補償内容)

- (1) 当会社は、被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この傷害定額条項および基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。
- (2) 当会社は、【用語の定義】の規定にかかわらず、この傷害定額条項およびこれに付帯される特約における傷害には、日射または熱射によって生ずる熱中症を含むものとします。
- (3) 当会社は、(1)の保険金のうち、保険証券に記載のものについてのみ支払責任を負うものとします。

第2条 (被保険者)

- (1) この傷害定額条項において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この傷害定額条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第3条 (保険金をお支払いしない場合ーその1)

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④ 次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する傷害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 被保険者。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被つた傷害に限ります。
③ 被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
④ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑤ 被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑥ 被保険者の脳疾患、 <u>疾病</u> または心神喪失によって生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑦ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
⑧ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑨ 被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第4条 (保険金をお支払いしない場合ーその2)

当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

〈第3条(2)の表の③〉

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*

2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者

3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

②	被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
③	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車(*3)を用いて道路上で競技等(*2)をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法または態様により乗用具(*1)を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等(*2)に準ずる方法または態様により自動車(*3)を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車(*3)を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法もしくは態様により自動車(*3)を使用している間

(*1) 乗用具とは、自動車(*3)、モーターボート(*4)、ゴーカート、スノーモビルその他これらに類するものをいいます。

(*2) 競技等とは、競技、競争、興行(*5)または試運転(*6)をいいます。

(*3) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*4) 水上オートバイを含みます。

(*5) いざれもそのための練習を含みます。

(*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
① 死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額(*1)の全額	死亡保険金受取人
② 後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に <u>後遺障害</u> が生じた場合	死亡・後遺障害保険金額(*1) × 保険金支払割合(*2) = 保険金の額	被保険者(*3)
③ 入院保険金	<u>医師等</u> の治療を必要とし、 <u>病院等</u> または介護保険法に定める介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に <u>入院</u> した場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間の入院に限ります。	入院保険金日額(*5) × 入院日数 = 保険金の額 ただし、1事故に基づく傷害について、入院保険金支払限度日数(*6)分の保険金額を限度とします。	被保険者(*3)
④ 手術保険金	病院等(*7)または介護保険法に定める介護医療院(*7)において、傷害の治療を直接の目的として次のいずれかに定める <u>手術</u> を受けた場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間に受けた手術に限ります。 ア. <u>公的医療保険制度</u> における医科診療報酬点数表(*8)により手術料の算定対象として列挙されている手術(*9)(*10)。ただし、次に定める手術を除きます。 (ア) 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) (イ) 皮膚切開術 (ウ) 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (エ) 抜歯手術 イ. 先進医療(*11)に該当する手術(*12)	入院保険金日額(*5) × 手術の種類に対応するこの傷害定額条項の別表3に規定する倍率 = 保険金の額 ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。	被保険者(*3)
⑤ 通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に <u>通院</u> した場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて通院保険金対象日数(*13)以内の通院に限ります。 また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	通院保険金日額(*14) × 通院日数 = 保険金の額 ただし、1事故に基づく傷害について、通院保険金支払限度日数(*15)分の保険金額を限度とします。	被保険者(*3)

〈第4条の表の③〉

「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

〈第5条(1)〉

傷害定額条項における各保険金は、他の傷害保険契約の保険金等が支払われる場合でも、重ねてお支払いします。また、各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、入院保険金または通院保険金を先にご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害保険金をご請求いただくことができます。

(6) 一時金払保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合	この傷害定額条項の別表4に規定する給付金の額	被保険者(*3)
-------------	--	------------------------	----------

- (2) 死亡保険金において、基本条項第7節第7条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上あるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 死亡保険金において、基本条項第7節第7条（死亡保険金受取人の変更）(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4) 後遺障害保険金において、同一事故により、基本条項別表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一事故により、同条項別表の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用します。

生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
① 基本条項別表の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
② ①以外の場合で、基本条項別表の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
③ ①および②のいずれにも該当しない場合で、基本条項別表の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④ ①から③までのいずれにも該当しない場合で、基本条項別表の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

- (5) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

$$\text{加重された後の後遺障害に該当する等級に} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)}} = \boxed{\text{適用する保険金支払割合}}$$

(6) 後遺障害保険金において、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

- (7) 入院保険金において、入院日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*16)である場合に限ります。
- (8) 入院保険金において、被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被つた場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (9) 手術保険金において、当会社は、被保険者が1事故に基づく傷害に対してこの傷害定額条項の別表3の1. および2. の手術を受けた場合には、この傷害定額条項の別表3の1. に規定する倍率により、手術保険金を支払います。

- (10) 通院保険金において、通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位にギブス等(*17)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位にギブス等(*17)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書等にギブス等(*17)の装着に関する記載がなされている場合に限ります。

- ① 長管骨(*18)または脊柱
- ② 長管骨(*18)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*19)
- ③ 肋骨または胸骨(*20)
- ④ 頸骨または頸関節(*21)

- (11) 通院保険金において、当会社は、入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (12) 通院保険金において、被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被つた場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

- (13) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

① 被保険者が第1条(1)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
② 被保険者が第1条(1)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③ 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。

④ 正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかつたこと。

(14) 当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

$$\boxed{\text{死亡・後遺障害保険金額}(*1)} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡保険金の額}}$$

(15) 1回の事故について、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、(1)から(6)まで、(13)および(14)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。

(16) 当会社は、(15)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)および(7)から(13)までの規定による入院保険金、手術保険金、通院保険金または一時金払保険金を支払います。

(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

(*3) 第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被り、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。

(*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。

(*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。

(*6) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数をいいます。

(*7) 患者が入院するための施設を有しないものを含みます。

(*8) 医科診療報酬点数表とは、手術を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(*9) 美容整形上等の手術は含みません。

(*10) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(*22)により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*8)においても手術料の算定対象として列挙しているものを含みます。

(*11) 先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する病院等または介護保険法に定める介護医療院において行われるものに限ります。

(*12) 診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

(*13) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。

(*14) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。

(*15) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。

(*16) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*17) ギブス等とは、ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、P T Bキャスト、P T Bプレース(*23)、縫副子等およびハローベーストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

(*18) 長管骨とは、上腕骨、^と桡骨、^と尺骨、^と大腿骨、^と脛骨および^と腓骨をいいます。

(*19) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

(*20) 体幹部を固定した場合に限ります。

(*21) 線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

(*22) 歯科診療報酬点数表とは、手術を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

(*23) 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。

第6条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

別表1 第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）の表の①の運動等

山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(*2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(*3) 職務として操縦する場合を除きます。

(*4) モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*5)を除きます。

(*5) パラプレーン等をいいます。

別表2 第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）の表の②の職業

オートテスター(*1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーター・ボート競争選手、猛獣取扱者(*2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(*3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(*1) テストライダーをいいます。

(*2) 動物園の飼育係を含みます。

(*3) レフリーを含みます。

別表3 第5条（お支払いする保険金）(1)の表の④の手術

手術番号	手術の種類	倍率
1.	入院(*1)中に受けた手術	10
2.	1.以外の手術	5

(*1) 以下の i. および ii. の条件を満たす入院をいいます。

i. 傷害を被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要としたことによる入院

ii. i.の傷害の治療を直接の目的とする入院

別表4 第5条（お支払いする保険金）(1)の表の⑥の額

給付金の名称		お支払いする給付金の額	
①	治療給付金	治療日数(*1)の合計が1日以上5日未満となった場合に、1回の事故について保険証券記載のその被保険者の治療給付金額	
②	入通院給付金	治療日数(*1)の合計が5日以上となった場合に、1回の事故について下表に規定する額(*2)	
		被保険者が被った傷害(*3)	入通院給付金の額
	ア.	イ.からI.までのいずれにも該当しない傷害	一時金払保険金額(*4)
	イ.	(ア) 手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 (イ) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の腱・筋・靭帯の断裂	一時金払保険金額(*4) × 3
	ウ.	(ア) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の欠損・切断 (イ) 眼球の内出血・血腫・破裂	一時金払保険金額(*4) × 5
	I.	(ア) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 (イ) 頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます。） (ウ) 頸髄損傷 (イ) 脊髄損傷 (オ) 胸腹部臓器等の破裂・損傷	一時金払保険金額(*4) × 10

(*1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

i. 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護医療院に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限ります。また、通院した治療日数には、医師等による往診日数を含みます。

ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*5)である場合に限ります。

iii. 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位にギブス等(*6)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位にギブス等(*6)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書等にギブス等(*6)の装着に関する記載がなされている場合に限ります。

(i) 長管骨(*7)または脊柱

(ii) 長管骨(*7)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*8)

(iii) 肋骨または胸骨(*9)

(iv) 顎骨または頸関節(*10)

(*2) 同一事故により被った傷害が、ア.からI.までの複数に該当する場合、当会社はそれぞれの傷害により支払うべき入通院給付金の額のうち、最も高い額を入通院給付金として支払います。

(*3) 被保険者が被った傷害がア.からI.までのいずれにも該当しない傷害であっても、ア.からI.までのいずれかの傷害に相当すると認められるものについては、傷害の程度に応じ、それぞれの相当する傷害に該当したものとみなします。

- (*4) 一時金払保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の一時金払保険金額をいいます。
- (*5) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (*6) ギブス等とは、ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、P T Bキャスト、P T Bプレース(*11)、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。
- (*7) 長管骨とは、上腕骨、^{とう}橈骨、^{たい}尺骨、大腿骨、^{たい}脛骨および^{けい}腓骨をいいます。
- (*8) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。
- (*9) 体幹部を固定した場合に限ります。
- (*10) 線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
- (*11) 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。

第2章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条 (告知義務)

保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約申込書等の記載事項のうち、告知事項について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

第2条 (通知義務)

(1) 保険契約の締結の後、下表に該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

告知事項(*1)の内容に変更を生じさせる事実(*2)が発生すること。

(*1) 他の保険契約等に関する事実を除きます。

(*2) 告知事項(*1)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することができます。

第3条 (保険契約者の住所等変更に関する通知義務)

(1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に書面等によって通知しなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかつたときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第4条 (告知義務および通知義務に関する特則)

第1条 (告知義務) および第2条 (通知義務) に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加

第5条 (被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することを求めることができます。

- | |
|--|
| ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合 |
| ② 保険契約者または保険金の受取人に、第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合 |
| ③ 保険契約者または保険金の受取人が、第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合 |
| ④ 第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の④に規定する事由が生じた場合 |
| ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金の受取人が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合 |
| ⑥ 保険契約者と被保険者との間の <u>親族</u> 関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合 |

(2) 保険契約者は、(1)の表のいずれかに該当する場合において、被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除しなければなりません。

(3) 被保険者は、(1)の表の①に該当する場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(4) (3)の規定により保険契約が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、そのことを書面により通知するものとします。

(5) 当会社は、(2)または(3)の通知を受けた場合には、(2)の通知のときは保険契約者に対して、(3)の通知のときは被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

〈第1節第1条〉

保険契約申込書等に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、ご契約時に正確に記載してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈第1節第2条(1)〉

現在傷害総合保険において、告知事項のうち、この条の適用がある事項として定めたもの（通知事項）はありません。

第2節 保険料の払込み

第1条 (保険料の払込方法等)

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*1)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害または傷害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末

(3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*1)の属する月の翌月末までに被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*1)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した払込期日(*1)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*1)までに払い込むことの確約を行った場合
③ 当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

(6) 保険契約者は、当会社に書面等により通知して承認を請求した場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条 (保険料の払込方法ー口座振替方式)

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*1)に保険料(*2)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*1)の前日までにその払込期日(*1)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*3)に預けておかなければなりません。

① 指定口座(*3)が、提携金融機関(*4)に設定されていること。
② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*1)が(1)の表の①の提携金融機関(*4)の休業日に該当し、指定口座(*3)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日(*1)に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料の払込期日(*1)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*4)に対して口座振替請求が行われなかつたことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日(*1)とみなしてこの条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠つたことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかつたと当会社が認めたとき。	第1条(保険料の払込方法等)(2)②の「初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に

〈第2節第1条(1)〉

保険料払込方法が口座振替方式の場合の払込期日は、初回保険料の払込期日が保険証券に「保険始期日の属する月の翌月振替日」と表示され、通常は始期日の属する月の翌月の26日（一部金融機関では27日）となります。また、その振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日が払込期日となります。

〈第2節第2条〉

保険料払込方法が口座振替方式の場合、払込期日に保険料の口座振替ができなかつたときは、翌月に再度保険料を指定口座にご請求します。再請求でも口座振替できなかつた場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払取扱票の送付等により再度保険料をご請求します。

請求する保険料(*5)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

① 保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
② 当会社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*2) 追加保険料を含みます。

(*3) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。

(*4) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*5) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第3条 (保険料の払込方法－クレジットカード払方式)

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(*1)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
② 当会社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、下表の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(*2)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第1条 (保険料の払込方法等) (1)および同条(2)
② 第5条 (第2回目以降の保険料不払の場合の免責等) (1)

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

① 当会社が、クレジットカード会社からその払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*2)を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当会社がクレジットカード会社から払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(*1)については、当会社が承認しない限り、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

(6) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*4)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1)から(5)までの規定を準用します。

① 保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
② 当会社が①の申出を承認するとき。

(*1) 追加保険料を含みます。

(*2) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。

(*3) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*4) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第4条 (口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更)

保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(*1)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

① 保険契約者から当会社に書面等により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当会社がこれを承認する場合
② 第3条 (保険料の払込方法－クレジットカード払方式) (5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第2条 (保険料の払込方法－口座振替方式) (5)の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。

(*1) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第5条 (第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日(*1)の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(*1) の属する月の翌月末

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(*1) の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1) の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(*1) の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第3節 事故発生時等の手続

第1条 (事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故、損害または傷害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを行ななければなりません。

① 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
② 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③ 調査の協力等	①または②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(2) 傷害定額条項に規定する死亡保険金を補償する場合において、保険契約者または保険金の受取人は、被保険者が搭乗している航空機または船舶に下表の左欄に該当する事由が生じたときは、その事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、下表の右欄に規定することを行ななければなりません。

① 行方不明となつた場合	行方不明の状況を当会社に書面等により通知すること。
② 遭難した場合	遭難発生の状況を当会社に書面等により通知すること。

第2条 (事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務違反)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第1条(事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務)(1)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の額を差し引いて保険金を支払います。

第1条(1)の表の①から③までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第1条(事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務)(1)の表の②、同表の③もしくは(2)の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなくて、第1条(事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務)(2)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4節 保険金請求手続

第1条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行なうことができるものとします。

傷害定額条項	下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時	
	ア. 死亡保険金	被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 入院保険金	被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時

〈第3節第1条〉

事故、損害または傷害が発生したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P. 15をご参照ください。

〈第4節第1条〉

傷害総合保険では、第4節第2条(4)に規定する保険金の内払を行います。

I. 手術保険金	被保険者が 傷害 の治療を目的として 手術 を受けた時
オ. 通院保険金	被保険者が医師等の治療を必要としない程度になつた時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
カ. 一時金払保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療を開始した時

(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 第4条(指定代理請求人)に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- | |
|--------------------------------|
| ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類 |
| イ. 傷害に対する治療内容を証明する書類(*5) |

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が第2条(保険金の支払)(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。

(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書をいいます。

(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書をいいます。

(*5) 傷害に対する治療内容を記載した診断書および診療報酬明細書等をいいます。

(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*7) 画像データを含みます。

第2条(保険金の支払)

(1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 <u>無効</u> 、 <u>失効</u> または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(*3)

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*4)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金の受取人に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日

(③) (1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
(④) (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*5)	180日
(⑤) (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*6)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) 被保険者または保険金の受取人から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。
- (5) 保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金の受取人が第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) 保険価額を含みます。

(*3) この規定は、共通補償特約およびこれに付帯される特約に適用します。

(*4) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*5) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*6) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第4条（指定代理請求人）

- (1) 被保険者または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者または保険金の受取人の代理人がいない場合は、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

① 被保険者または保険金の受取人と同居または生計を共にする配偶者(*1)
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者または保険金の受取人と同居または生計を共にする親族(*2)のうち3親等内の者
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の親族(*2)のうち3親等内の者

- (2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

(*2) 法律上の親族に限ります。

第5条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）

- (1) 当会社は、被保険者の傷害に関して、保険金支払事由発生等の通知または保険金の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、下表の①の者に対して下表の②のものの提出を求めるすることができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金の受取人その他の関係者
② 被保険者に関する当会社の指定する医師等の診断書(*1)その他医学的検査の対象となった標本等

- (2) (1)の提出のために必要とした費用(*2)は、当会社が負担します。

(*1) 医師等の診断書には、死体検案書を含みます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第1条（保険契約の取消し）

保険契約の締結の際、保険契約者、被保険者または指定された保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第2条（保険契約の無効または失効）

(1) 下表のいずれかに該当する事実があった場合は、この保険契約は無効とします。

①	保険契約の締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていたこと。
②	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金の受取人指定をする場合において、その被保険者の同意を得なかつたこと。ただし、その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は、この規定を適用しません。
③	②にかかわらず、第三者を被保険者とする死亡保険金のみを支払う保険契約について、その者の同意を得なかつたこと。

(2) 傷害定額条項において、保険契約の締結の後、下表に該当する事実があつた場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

死亡保険金を支払うべき傷害	によって被保険者が死亡し、傷害定額条項における被保険者がいなくなつたこと。
---------------	---------------------------------------

(3) (2)のほか、保険契約の締結の後、下表に該当する事実があつた場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

傷害定額条項	(2) に該当する場合を除き、被保険者が死亡し、傷害定額条項における被保険者がいなくなつたこと。
--------	--

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、告知事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかつた場合
②	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がいなくなつた場合
②	当会社が保険契約の締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかつた場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、 <u>書面等</u> によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約の締結を承認していると認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合、または保険契約の締結の時から5年を経過した場合

(3) (1)の規定による解除が損害または傷害が発生した後になされた場合であつても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずして発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

(1) 第1節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加(*1)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかつたときは、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加(*1)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(3) (1)の規定による解除が損害または傷害が生じた後になされた場合であつても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由に基づかずして発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(5) 当会社は、(1)に規定する危険増加(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*2)を超えることとなつた場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(6) (5)の規定による解除が損害または傷害が生じた後になされた場合であつても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*1) 危険増加とは、危険(*3)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*3)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(*2) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものをいいます。

(*3) 危険とは、損害または傷害の発生の可能性をいいます。

〈第5節第3条〉

第5節第3条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については第6節第1条(8)の表の①および付表1-1をご参照ください。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 下表のいずれかに該当する事由がある場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1)が当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせたこと(*2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者または保険金の受取人(*3)に詐欺の行為があつたこと(*2)。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*4)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*4)を不當に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	他の保険契約等との重複 によって、保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までのほか、保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1)が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

①	被保険者が、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
②	被保険者に生じた損害または傷害に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害が発生した後になされた場合であっても、(1)の表または(2)の表のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、下表の損害または傷害については適用しません。

(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または傷害。ただし、(2)の表の②の規定による解除がなされた場合において、その損害または傷害に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当するときには、その保険金の受取人の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

(*1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 未遂の場合を含みます。

(*3) 被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	初回保険料について、第2節第1条(保険料の払込方法等) (2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第6節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の 追加保険料 の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	第6節第1条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。

〈第5節第5条〉

第5節第5条の規定により契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の③および付表1-1をご参照ください。

〈第5節第6条〉

保険料不払により契約が解除された場合における保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の④および付表1-1をご参照ください。

〈第5節第6条(1)の表の④〉

「変更手続き完了のお知らせ」とは、保険契約者から契約内容の変更(ご契約の住所の変更や補償内容の変更等)のお申出をいただいた場合にお送りする、変更手続きが完了したことのお知らせ(*)をいいます。保険証券(Web証券)とあわせて最新のご契約内容をご確認いただけますので、いずれも大切に保管していただくようお願いいたします。

(*)Web証券をご選択いただいた場合は、「変更手続き完了のお知らせ」を原則弊社ホームページ内の東京海上日動マイページでご確認いただきます。

(6)	保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または第2節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。
-----	---

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当会社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。

(*3) 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときには、

(*4) 追加保険料払込期日とは、当会社が第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第1条(1)の表の②もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*5) 払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日以降に発生した事故による損害または傷害に対して、支払った保険金に限ります。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。
- (2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合には、当会社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第8条（保険契約解除の効力）

- (1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定にかかる場合、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第6条(1)の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第6条(1)の表の②の規定による解除の場合	第6条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいすれか早い日
③ 第6条(1)の表の③の規定による解除の場合	第6条(1)の表の③に規定する次回払込期日(*1)または保険期間の末日のいすれか早い日
④ 第6条(1)の表の④の規定による解除の場合	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第6条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第6節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいすれか早い日
⑥ 第6条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第6条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(*2)
⑦ 第7条(2)の規定による解除の場合	第7条(1)の規定により解除した日

(*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第9条（保険契約の無効または失効に関する特則）

第1条（保険契約の取消し）および第2条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加

第10条（保険契約の解除に関する特則）

下表の規定の適用に際して、保険金の支払に関する条項または被保険者ごとに保険契約を解除することができるものとします。

① 第3条（告知義務違反による保険契約の解除）
② 第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

〈第5節第7条(1)〉

保険契約者からの通知により保険契約を解除することを解約といいます。この場合、未払いの保険料を解約日以降にご請求することができます。このお支払いがない場合、第5節第7条(2)および第8条(2)の表の⑦の規定により、解約を取り消して解除させていただきます。

第6節 保険料の返還、追加または変更

第1条 (保険料の返還、追加または変更)

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

① 第1節第2条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
② 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料(*2)を返還し、または追加保険料を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、 <u>契約内容変更日</u> の属する <u>保険年度</u> においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、追加保険料領収前に生じた事故(*4)による損害または傷害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません(*6)(*7)。
- ② (2)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(5) 第5節第1条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(6) 第5節第2条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の無効の場合は、下表のとおり取り扱います。

① 第5節第2条(1)の表の①に該当する場合	保険料は返還しません。
② 第5節第2条(1)の表の②または同表の③に該当する場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

(7) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1－1に規定する保険料を返還します。ただし、第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合は、下表のとおり取り扱います。

① 保険期間が1年を超える保険契約の場合	付表1－2に規定する保険料を返還します。
② 保険期間が1年以下の保険契約の場合	保険料は返還しません。

(8) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1－1に規定する保険料を返還します。

① 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
② 第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)
③ 第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)
④ 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
⑤ 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)

(9) 第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、当会社は、下表のとおり取り扱います。

付表1－1に規定する保険料を返還します。

(10) 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

(*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第6節第1

- 条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。
- (*) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第1節第2条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。
- (*) (1)の表の①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったとき有限ります。
- (*) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の②もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(*)が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。
- (*) 追加保険料払込期日とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の②もしくは(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (*) (1)の表の①または②の場合は、第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④の規定により解除できるときに限ります。
- (*) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (*) 危険増加とは、危険(*)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (*) 危険とは、損害または傷害の発生の可能性をいいます。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

- (1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日(*)に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。

① 第2節第2条（保険料の払込方法一口座振替方式）
② 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

- (2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日(*)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*)の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日(*)までの追加保険料の払込みを怠った場合
② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

- (3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(*)とみなして下表の規定を適用します。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日(*)までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*)に対する口座振替請求が行われなかつたことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
イ. 第5節第8条（保険契約解除の効力）
ウ. 第6節第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)
エ. 第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(*)に振り込むことによって行うことができるものとします。

- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または第1条(1)の表の②もしくは第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関(*)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

- (1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(*)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
② 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。

① 当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
--

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

- (3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

① 保険契約者の指定する口座への振込み
② クレジットカード会社経由の返還

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (1) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日(*1)以前であること。
② 事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

- (2) (1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)の表の②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

- (3) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、下表の規定に従います。

① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなされたものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

- (4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

- (5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

① 第1節第2条（通知義務）(1)または第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
② 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③ 事故の発生の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同条(1)の表の②もしくは同条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条（被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保険料の返還）

保険契約者または被保険者が、第1節第5条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)の規定により、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、付表2に規定する保険料を返還します。

第7節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は初回保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定において、時刻は日本国標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第2条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第3条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、書面等をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。
- (2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が失効するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (5) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*2)を負うものとします。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(*2) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

第5条（時効）

保険金請求権は、第4節第1条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によつて消滅します。

第6条（保険責任のおよび地域）

当会社は、下表に規定する損害または傷害に対して保険金を支払います。

被保険者が日本国内または国外において事故により被った損害または傷害

第7条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (7)にかかわらず、第三者を被保険者とする死亡保険金のみを支払う保険契約については、(2)および(5)の規定による死亡保険金受取人の変更は、その被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を死亡保険金受取人とします。
- (10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- (11) 当会社は、(3)または(6)の通知を受けた場合には、(3)の通知のときは保険契約者に対して、(6)の通知のときは保険契約者の法定相続人に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第8条（被保険者の年齢および性別の取扱い）

- (1) 被保険者の契約年齢は保険期間の初日の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 保険契約の締結後の被保険者の年齢は、保険年度の初日応当日をむかえるごとに、その日の満年で計算し、1年未満の端

数については切り捨てます。

(3) 保険契約の締結の際に告げられた被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の下表のいずれかの方法により取り扱います。

①	保険期間の初日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。
②	保険期間の初日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その保険金の支払に関する条項を取り消すことができるものとし、これによりその保険金の支払に関する条項を取り消したときは、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険期間の初日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日において既に最低契約年齢に達していた場合には、最低契約年齢に達した日から実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

(4) 保険契約の締結の際に告げられた被保険者の性別に誤りがあった場合には、初めから実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

第9条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、この保険契約の締結、保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加その他の契約内容の変更の際、この保険契約またはこれに付帯する特約に関して、次の下表の事項を協会(*1)に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険証券記載の保険金額等および被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

(2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、下表の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(*1)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にできるものとします。

この保険契約によって保険金を支払うべき事故による損害または傷害に対して保険金を支払うべき**他の保険契約等**の内容

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会(*1)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、下表に規定するもの以外に公開しないものとします。

①	(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結、保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加その他の契約内容の変更に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店
②	犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(*1)に照会することができます。

(*1) 協会とは、一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第10条（用語の適用等）

(1) この条項に規定されていない用語については、普通保険約款の他の条項における規定を準用します。

(2) 普通保険約款(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。

(3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)を含むものとします。

(*1) 付帯される特約を含みます。

(*2) 更新とは、保険期間の末においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第11条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第12条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

等 級	介護を要する後遺障害
第1級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

2. 1. 以外の後遺障害

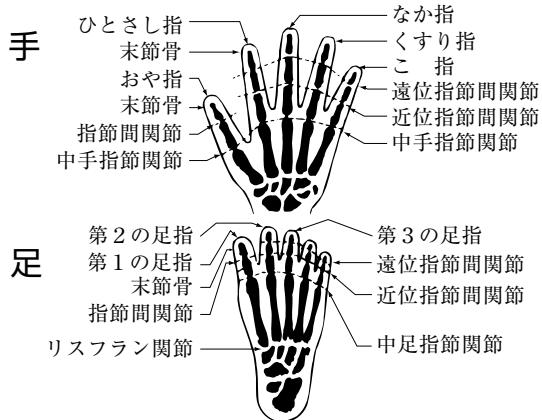
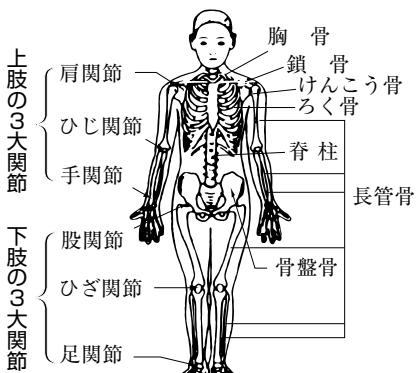
等 級	後 遺 障 害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したるもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したるもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したるもの (7) 1下肢の用を全廃したるもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの

第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストランギュラ関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手のこ指を失ったもの (10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 1手のこ指の用を廃したもの (7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (10) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

注1. 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とします。

注2. 関節などの説明図



付表1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(*2) (2) 未払込保険料(*3)(*4)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)(*4)を差し引いた額
1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1年超	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、経過年月数により算出した額(*1) (2) (1)の額は保険証券に例示します。
	一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、他の保険契約についてはその経過年月数により算出した額(*1) (2) (1)の額は保険証券に例示します。

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)ただし書の規定により解除する場合には、解除された日の保険契約の条件に基づく解除部分の年間の保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した解除部分の保険料を差し引いた額とします。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

(*4) 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)ただし書の規定により解除する場合には、解除された日の保険契約の条件に基づく解除部分の未払込保険料とします。

付表1-2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料

払込方法	返還保険料の額
一時払	(1) 当保険年度(*1)の翌保険年度以降の保険料について、保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき、当保険年度(*1)を経過した時点における経過年月数により算出した額(*2) (2) (1)の額は保険証券に例示します。
一時払以外	返還する保険料はありません。

(*1) 保険契約が失効した日の属する保険年度をいいます。

(*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、経過年月数により算出した額(*1) (2) (1)の額は保険証券に例示します。
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により算出した額(*1) (2) (1)の額は保険証券に例示します。

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表3 短期料率

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1ヶ月まで	25%
2ヶ月まで	35%
3ヶ月まで	45%
4ヶ月まで	55%
5ヶ月まで	65%
6ヶ月まで	70%
7ヶ月まで	75%
8ヶ月まで	80%
9ヶ月まで	85%
10ヶ月まで	90%
11ヶ月まで	95%
12ヶ月まで	100%

〈付表2〉

保険期間が1年未満に該当する保険契約のうち、付表3の短期料率を適用して締結した保険契約について、解約する場合や契約条件の変更に伴い中途更新を行う場合（この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合を除きます。）は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく適用保険料から既経過期間に対して付表3の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額とします。

3 特約

①天災危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）(1)の表の②および④の規定にかかわらず、被保険者が下表に掲げる事由のいずれかによって被った傷害に対しても、保険金(*1)を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
② 次のいずれかに該当する事由
ア. ①の事由によって発生した <u>事故の拡大</u>
イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する傷害の原因となった事故の①の事由による拡大(*2)
ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(*1) 普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第3条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(2)の表の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

⑥ 災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
---	------

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

②後遺障害等級限定補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、被保険者に、死亡・後遺障害保険金額(*1)に普通保険約款基本条項別表 後遺障害等級表の第3級に対応する保険金支払割合(*2)を乗じた額以上の額が支払われるべき後遺障害が生じた場合に限り、後遺障害保険金を支払います。

(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、普通保険約款傷害定額条項第5条（お支払いする保険金）の(*2)に規定する保険金支払割合をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

③個人賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 保険金額	保険証券記載の保険金額
③ 免責金額	保険証券記載の <u>免責金額</u>
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

〈個人賠償責任補償特約〉

「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行います。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、日本国内または国外において生じた下表のいずれかの事故に起因する他人の身体の障害(*1)、他人の財物(*2)の損壊(*3)または軌道上を走行する陸上の乗用具(*4)の運行不能(*5)により、第3条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*6)の規定にしたがい、保険金を支払います。

① 住宅(*7)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
② 被保険者の日常生活(*8)に起因する偶然な事故

(2) 当会社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が管理する財物で(3)に規定する受託品が、日本国内または国外において生じた偶然な事故に起因して損壊または盗取されたことにより、被保険者が受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*6)の規定にしたがい、保険金を支払います。

(3) この特約において受託品は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、下表に規定する物を除いたものとします。

① 車両(*9)、 <u>船舶</u> 、 <u>航空機</u> 、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
② ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
③ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
④ <u>預貯金証書</u> 、手形その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、 <u>電子マネー</u> 、商品券その他これらに類するもの
⑤ クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑥ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑦ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑧ 動物、植物等の生物
⑨ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑩ 鉄道、船舶、航空機の乗車船券、航空券(*10)、宿泊券、観光券または旅行券
⑪ 通貨または小切手
⑫ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
⑬ 不動産(*11)
⑭ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
⑮ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑯ ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*12)
⑰ 受託した地および時における価額が1個または1組で100万円を超える物
⑯ その他下欄記載の物 携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機およびこれらの付属品

(*1) 生命または身体を害することをいいます。

(*2) (3)に規定する受託品を除きます。

(*3) ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*12)については、盗取されたことを含みます。

(*4) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(*13)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

(*5) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(*14)のみに起因するものを除きます。

(*6) この特約に付帯される特約に限ります。

(*7) 被保険者の居住の用に供されている住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、敷地内(*15)の動産および不動産を含みます。

(*8) 住宅(*7)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

(*9) 自動車、原動機付自転車(*16)、軽車両(*17)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*10) 定期券を除きます。

(*11) 疊、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備などの付属設備を含みます。

(*12) セイフティボックスのキーおよびルームキーについては、施設外に持ち出したときを含みます。

(*13) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

(*14) 特定の者への伝達を含みます。

(*15) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供されている住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

(*16) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(*17) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*18)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車(*19)を除きます。

(*18) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

(*19) 車いすを含みます。

第3条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

① 本人
② 本人の配偶者(*1)
③ 本人またはその配偶者(*1)の <u>同居の親族</u>
④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の <u>未婚の子</u>
⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(*2)。ただし、本人に関する第2条（この特約の補償内容）の事故に限ります。
⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*3)。ただし、その責任無能力者に関する第2条の事故に限ります。

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかつるものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条(支払保険金の計算) (1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

(*3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 ウ. ア.またはイ.の法定代理人
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ 次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(*4)
② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(*4)
③ 第3条（被保険者）(1)の表の者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
④ 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*6)に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用者を除きます。
⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(*7)。ただし、次に掲げる財物の損壊によって負担する損害賠償責任を除きます。 ア. ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設(*8) イ. ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*9) ウ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート
⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

〈個人賠償責任補償特約 第3条(1)〉

「ゴルフ中等の危険補償特約」がセットされたご契約では、(1)の表の①または同表の⑤のいずれかに該当する方が被保険者となります。

⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶、車両(*10)または銃器(*11)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両(*10)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*12)にしたがい、保険金を支払います。
⑩	被保険者が実際に居住せず他人に賃貸されている住宅の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3) 当会社は、第2条（この特約の補償内容）(2)に規定する損害について、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因する損害
②	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
③	受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因する損害
④	受託品に次の事由が生じたことに起因する損害 ア. 自然の消耗または劣化 イ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 ウ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑤	受託品ごとにその受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他の単なる外観上の損傷または汚損(*13)が生じたことに起因する損害
⑥	受託品に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑦	受託品の電気的または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外因の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑧	受託品である液体の流出に起因する損害。ただし、その結果として他の受託品が損壊したことに起因する損害については、この規定は適用しません。
⑨	受託品の置き忘れまたは紛失(*14)に起因する損害
⑩	詐欺または横領に起因する損害
⑪	土地の沈下、移動、隆起、振動等に起因する損害
⑫	受託品のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみの損壊に起因する損害
⑬	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入に起因する損害
⑭	受託品のうち、楽器について次の事由が生じたことに起因する損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみの切断 イ. 打楽器の打皮のみの破損 ウ. 楽器の音色または音質の変化
⑮	受託品の製造者または販売者が、受託品について正当な権利を有する者に対し法律上または契約上の責任(*15)を負うべき損害
⑯	受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害
⑰	被保険者がその受託品を使用不能にしたことにより起因する損害(*16)
⑱	受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に使用したことにより起因する損害

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技または指導(*17)中に生じた偶然な事故に起因する損害賠償責任を含みません。

(*5) 住宅(*18)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(*6) 生命または身体を害することをいいます。

(*7) 第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害賠償責任に限ります。

(*8) 被保険者の居住の用に供されている住宅を除きます。

(*9) セイフティボックスのキーおよびルームキーについては、施設外に持ち出したときを含みます。

(*10) 車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを含みません。

(*11) 銃器には、空気銃を含みません。

(*12) この特約に付帯される特約に限ります。

(*13) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*14) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

(*15) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

〈個人賠償責任補償特約第4条(2)の表の⑨〉

「原動力がもっぱら人力である船舶または車両」とは、手こぎボート、自転車、荷車、人力車、祭りの山車、乳幼児または小児用の車等があたります。

- (*16) 収益減少に基づく損害を含みます。
- (*17) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
- (*18) 被保険者の居住の用に供されている住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、敷地内(*19)の動産および不動産を含みます。
- (*19) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供されている住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{第6条(費用)の表の①から③までの費用}} - \boxed{\text{自賠責保険等の契約が締結されており、それによって支払われる金額がある場合にはその金額}} - \boxed{\text{被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

① 第6条(費用)の表の④から⑥までの費用
② 被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からI.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 I. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

④賠償事故解決に関する特約

この特約の適用にあたり、この特約が付帯される賠償責任補償特約は保険証券に記載されます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に、賠償責任補償特約(*1)に付帯して適用されます。

(*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第2条（当会社による援助）

- (1) **被保険者**(*1)が事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、被保険者(*1)の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。
- (2) この特約において事故とは、賠償責任補償特約(*2)の補償内容に規定する事故のうち、賠償責任補償特約(*2)および賠償責任補償特約(*2)に付帯される他の特約の規定により保険金の支払われるべき事故をいいます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者(*1)に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (3) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

- (*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
 (*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第3条 (当会社による解決)

(1) 下表のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者(*1)の同意を得て、被保険者(*1)のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)を行います。

①	被保険者(*1)が事故にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者(*1)が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合には、被保険者(*1)は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)を行いません。

①	1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任補償特約(*3)の保険金額を明らかに超える場合
②	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③	正当な理由がなくて被保険者(*1)が(2)に規定する協力を拒んだ場合
④	免責金額(*4)がある場合は、1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額(*4)を下回る場合

(4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*3)の被保険者をいいます。

(*2) 弁護士の選任を含みます。

(*3) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

(*4) 賠償責任補償特約(*3)について適用される免責金額をいいます。

第4条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 事故によって被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当会社がこの保険契約に適用されている賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者(*1)に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者(*1)について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ア. 被保険者(*1)またはその法定相続人の破産または生死不明 イ. 被保険者(*1)が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 第3条（当会社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、下表に掲げる額のうちいすれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
②	免責金額(*4)

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者(*1)の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者(*1)に、その被保険者(*1)の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が賠償責任補償特約(*2)の保険金額を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また、当会社は、(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。

(7) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当会社が賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者(*1)またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者(*1)との間で、書面による合意が成立した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。

(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

(*3) 同一事故について既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(*4) 賠償責任補償特約(*2)について適用される免責金額をいいます。

(*5) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第5条 (損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 損害賠償額の請求書
② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
③ 死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本
④ 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑤ 被保険者(*6)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥ ①から⑤までのほか、当会社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当会社は、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表のいずれかまたは同条(7)の表のいずれかに該当する場合は、請求完了日(*7)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者(*6)に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者(*6)が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*7)からその日を含めて下表の右欄の日数(*8)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から⑤までの事項の確認のために必要な調査	60日
② (4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (4)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ (4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*9)	180日
⑤ (4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*10)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*11)および被害が生じた物の写真(*12)をいいます。

(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

- (*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR-I等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR-I等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (*6) 賠償責任補償特約(*13)の被保険者をいいます。
- (*7) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。
- (*8) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*9) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*10) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (*11) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*12) 画像データを含みます。
- (*13) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第6条（損害賠償請求権の行使期限）

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
②	損害賠償請求権者の被保険者(*1)に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。

(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第2条（当会社による援助）または第3条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者(*1)のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者(*1)に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、1回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者(*1)に貸し付けます。
- (2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者(*1)は、当会社のために供託金(*4)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、賠償責任補償特約(*2)の保険金額に関する支払保険金の計算の規定、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(*4)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金(*4)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*4)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(*4)または貸付金(*4)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項特約（賠責）の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。

(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

(*3) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(*4) 利息を含みます。

第8条（個別適用）

この特約は、特に記載がないかぎり、賠償責任補償特約(*1)ごとに適用します。

(*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

⑤基本条項特約（賠責）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

- ・個人賠償責任補償特約

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および 拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
---------------------	----------------------

〈賠償事故解決に関する特約 第8条〉

「特に記載がないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在傷害総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

〈基本条項特約（賠責）第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に <u>書面等</u> により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	<u>他の保険契約等</u> の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	<u>盗難</u> による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。

(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から発生し、これを行使することができるものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
- ③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類
 - ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
 - イ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
 - ウ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠

- くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検査書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) **後遺障害**に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*7) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | |
|---|
| ① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 |
| ② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1) |
| ③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に 免責金額 の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。 |

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(*1) 共通補償特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

共通補償特約の保険金額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が共通補償特約の費用に関する規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第8条（特約の失効）

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に失効するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と一緒に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が無効により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と一緒に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

① 普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
② 普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた損害(*2)

(*1) 本人以外の被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

(*2) この特約が付帯される共通補償特約により規定される費用のうち、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第11条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑥条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

〈基本条項特約（賠責） 第11条(2)～(5)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在傷害総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

第2条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）(1)の表の①の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 〔
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。
〕

(2) 当会社は、普通保険約款傷害定額条項第3条(1)の表の①以外の規定および普通保険約款に付帯された他の特約に普通保険約款傷害定額条項第3条(1)の表の①と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

第3条（この特約の解除）

当会社は、第2条（戦争危険等免責の一部修正）(1)により読み替えた規定のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(*1) 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条（特約解除の効力）

第3条（この特約の解除）の規定により当会社がこの特約を解除する場合は、将来に向かってのみ第2条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとします。

⑦交通事故傷害危険のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、被保険者が下表に掲げるいずれかの事故によって、普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。

①	被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗していない間の運行中の交通乗用具(*1)との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(*1)の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故
②	被保険者(*2)が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(*3)に搭乗している間または被保険者が乗客(*4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(*5)にいる間の事故
③	被保険者が道路通行中の次のいずれかの事故 ア. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突または接触等 イ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災または爆発等
④	交通乗用具(*1)の火災

(*1) 交通乗用具に積載されているものを含みます。

(*2) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

(*3) 隣室等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(*4) 入場客を含みます。

(*5) 改札口の内側をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
② 運行中	交通乗用具が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
③ 保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 交通乗用具を用いて競技等(*1)をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、第5条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*1)をしている間については、保険金を支払います。 イ. 交通乗用具を用いて競技等(*1)を行うことを目的とする場所において、競技等(*1)に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等(*1)に準ずる方法または態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*1)をしている間または競技等(*1)に準ずる方法もしくは態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
②	船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
③	航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(*2)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
④	被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間 ア. グライダー イ. 飛行船 ウ. 超軽量動力機 エ. ジャイロプレーン

(2) 当会社は、被保険者が職務として下表に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	交通乗用具への荷物等(*3)の積込み作業、交通乗用具からの荷物等(*3)の積卸し作業または交通乗用具上の荷物等(*3)の整理作業
②	交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

(*1) 競技等とは、競技、競争、興行(*4)、訓練(*5)または試運転(*6)をいいます。

(*2) 定期便であると不定期便であるとを問いません。

(*3) 荷物、貨物等をいいます。

(*4) いざれもそのための練習を含みます。

(*5) 自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。

(*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条（交通乗用具の範囲）

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具(*1)	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト
軌道を有しない陸上の乗用具(*2)	自動車(*3)、原動機付自転車、移動用小型車、遠隔操作型小型車(*4)、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用の車(*5)、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(*6)
空の乗用具(*7)	航空機
水上の乗用具(*8)	船舶
その他の乗用具(*9)	エレベーター、エスカレーター、動く歩道

(*1) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

(*2) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戸用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戸用のそり、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。

(*3) スノーモービルを含みます。

(*4) 搭乗装置のあるものに限ります。

(*5) 車いすを含みます。

(*6) 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。

(*7) ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。

(*8) 幼児用のゴムポート、ウィンドサーフィン、サーフボード等は除きます。

(*9) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第6条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款傷害定額項第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）の規定は適用しません。

（交通事故傷害危険のみ補償特約 第4条(1)の表の①）

「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑧ゴルフ中等の危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持または向上を目標に、クラブ等(*1)を使用して繰り返しスイングを行うこと(*2)をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備または整理等の行為を含みます。
② ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
③ ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言または監督等を行うことをいいます。
④ スイング	クラブ等(*1)を動かす意思でクラブ等(*1)を前後方向へ動かすことをいいます。
⑤ ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。
⑥ ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

(*1) ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。

(*2) 場所がどこであるかにかかわりません。

第3条（この特約の補償内容—ゴルフ傷害危険）

(1) 当会社は、この特約により、**被保険者**がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(*1)中に普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)の**傷害**を被った場合に限り、保険金(*2)を支払います。

(2) (1)のゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。

(*1) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

(*2) 普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第4条（この特約の補償内容—ゴルフ用品損害）

(1) 携行品特約が付帯されている場合において、当会社は、この特約により、ゴルフ場敷地内において、保険の対象について、下表に規定する事由により生じた損害に限り、保険金(*1)を支払います。

① 盗難(*2)。ただし、ゴルフボールの盗難(*2)については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。
② ゴルフクラブの破損または曲損

(2) この特約において、保険の対象とは、携行品特約第2条（この特約の補償内容）(2)の規定にかかわらず、第6条（被保険者）に規定する被保険者が所有するゴルフ用品をいいます。

(3) (2)に規定するゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。

(*1) 携行品特約およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(*2) 盗難には、盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。

第5条（この特約の補償内容—ゴルフ賠償責任）

(1) 個人賠償責任補償特約が付帯されている場合において、当会社は、この特約により、本人が行うゴルフの練習、競技または指導(*1)中に生じた偶然な事故に起因して、第6条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、保険金(*2)を支払います。

(2) (1)のゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。

(3) この特約については、個人賠償責任補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の①および同表の②の規定は適用しません。

(4) この特約については、個人賠償責任補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の④の「家事使用人として使用者」とあるのは「ゴルフの補助者として使用するキャディ」と読み替えて適用します。

(*1) ゴルフの練習、競技または指導に付隨してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

(*2) 個人賠償責任補償特約およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第6条（被保険者）

この特約において被保険者は、下表の左欄の規定ごとに下表の右欄に記載の者とします。

① 第3条（この特約の補償内容—ゴルフ傷害危険）	保険証券記載の被保険者
② 第4条（この特約の補償内容—ゴルフ用品損害）	携行品特約第3条（被保険者）(1)①に規定する本人
③ 第5条（この特約の補償内容—ゴルフ賠償責任）	個人賠償責任補償特約第3条（被保険者）(1)の表の①または同表の⑥のいずれかに該当する者

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑨携行品特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券記載の <u>被保険者</u> の型
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 免責金額	保険証券記載の <u>免責金額</u>
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、日本国内または国外において、保険の対象について偶然な事故によって生じた損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。
 - (2) この特約において、保険の対象とは、第3条（被保険者）に規定する被保険者によって住宅(*2)から一時的に持ち出されたまたは住宅(*2)外において携行中もしくは住宅(*2)外で取得し、住宅(*2)に持ち帰るまでの間の被保険者所有の家財をいいます。
- (*1) この特約に付帯される特約に限ります。
- (*2) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用権のある部分に限ります。

第3条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(*1)
- ③ 本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかつたものとして取り扱います。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（保険の対象の範囲）

この特約において、保険の対象には、下表に規定する物を含みません。

① 車両(*1)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

（携行品特約 第2条(2)）

住宅外で取得とは、買い物等で自らの所有物になったときのことをいいます。

（携行品特約 第3条(1)）

被保険者の型は、「本人型」のみとなります。

②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
③	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
④	<u>預貯金証書</u> 、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、 <u>電子マネー</u> 、商品券その他これらに類するもの
⑤	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑥	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑦	商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
⑧	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑨	動物、植物等の生物
⑩	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑪	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑫	その他下欄記載の物 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機、電子辞書、電子式卓上計算機、電子手帳、ボイスレコーダー、モバイルプリンターおよびこれらの付属品

(*1) 自動車、原動機付自転車(*3)、軽車両(*4)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*2) 小切手を含みません。

(*3) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(*4) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*5)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車(*6)を除きます。

(*5) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

(*6) 車いすを含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	戦争、外国の武行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、または酒気を帯びて(*7)自動車または原動機付自転車(*4)を運転している間に生じた事故による損害
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
④	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に規定する者に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人

⑤	保険の対象に次の事由に起因して生じた損害 ア. 自然の消耗または劣化 イ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 ウ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑥	保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*8)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
⑦	保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑧	保険の対象の電気的または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	保険の対象である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	保険の対象の置き忘れまたは紛失(*9)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
⑬	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害
⑮	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*10)を負うべき損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*9) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

(*10) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が1年を超える場合においては、保険年度ごとに保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害額とは、保険の対象について次の算式により算出される額をいいます。ただし、次の算式により算出される額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額以上となる場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} + \boxed{(3)に規定する費用} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{(1)の損害額}$$

(3) (2)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用をいいます。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

①	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	盗取された保険の対象を引き取るために必要であった費用のうち当会社が必要と認めたもの

(4) (1)の損害額のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が保険証券記載の免責金額を超過するときには、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)の表の費用の額の合計額を(1)の損害額とします。

(6) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合は、保険の対象の**再取得価額**を修理費とみなして(2)の規定を適用し、保険の対象の(1)の損害額の合計が保険証券記載のこの特約の保険金額を超えるときは、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって(1)の損害額とします。

(*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

⑩基本条項特約（財産）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

・携行品特約

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に 書面等 により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等 の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
⑦ 盗難の届出	盗難 による損害が発生した場合には、次のこと。 ア. 遅滞なく警察官に届け出ること。 イ. 盗取された保険の対象に小切手が含まれる場合は、その小切手の振出人(*3)および支払金融機関へ届け出ること。 ウ. 盗取された保険の対象に 乗車券等 が含まれる場合は、その運輸機関(*4)または発行者へ届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること(*5)。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*3) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(*4) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

(*5) 保険の対象について損害が生じた場合、当会社が、事故が生じた**建物**もしくは**敷地内**を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨まで	第1条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによつて当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

〈基本条項特約（財産） 第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

第3条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害額を証明する書類(*1)
 - ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
 - ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
ウ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。

(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*3) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を保険金の額とします。

- ① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
- ③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（現物による支払）

当会社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができるものとします。

第6条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象を回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、支払った保険金の額の保険の対象の価額に対する割合によって、当会社に移転します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(*1)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 支払を受けた保険金に相当する額とは、この特約が付帯される共通補償特約の支払保険金の計算に関する規定に定める回収するために支出した必要な費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第7条（特約の失効）

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に失効するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が無効により消滅したときは、この特約が付帯される共

通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約とともに消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第8条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(*1) 本人以外の被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

第10条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑪ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券記載の被保険者の型
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に(2)または(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として下表の費用を負担することによって被る損害に対して、1回のホールインワンまたはアルバトロスに

〈基本条項特約（財産） 第10条(2)～(5)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在傷害総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

つき、保険金額を限度に、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を含みません。 ア. 貨幣または紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード(*2)
② 祝賀会費用
③ ゴルフ場に対する記念植樹費用
④ 同伴キャディに対する祝儀
⑤ その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

(2) 下表に規定する者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、下表のいずれかの者が目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

① 同伴競技者
② 同伴競技者以外の第三者(*3)

(3) (2)に規定するホールインワンまたはアルバトロスのほか、記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

(4) この特約において事故とは、被保険者が(2)または(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことをいいます。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用は、贈呈用記念品購入費用に含みます。

(*3) 同伴競技者以外の第三者には、帯同者を含みません。

第3条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(*1)
- ③ 本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかつたものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
② ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(*1)、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。
③ ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。

④	アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
⑤	贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
⑥	祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3か月以内に開催された祝賀会に必要とする費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から当会社にゴルフ競技を行う時期について告げ、当会社がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用(*2)を含めることができます。
⑦	ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
⑧	同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
⑨	ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
⑩	公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。
⑪	同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
⑫	帯同者	同伴キャディ以外の者で、被保険者または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。

(*1) 公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無を問いません。

(*2) 当該ゴルフ競技と同日に行う祝賀会に必要とする費用を含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のホールインワンまたはアルバトロスに対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
②	被保険者がゴルフ場の使用人(*1)である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

(*1) 臨時雇いを含みます。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱いの特則）

基本条項特約（費用）第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）を以下のとおり読み替えます。

「(1)他の保険契約等がある場合には、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額とします。

特約

」

第7条（保険金の請求の特則）

被保険者が、この特約の規定にしたがい、保険金を請求しようとする場合は、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当会社に提出する書類に加え、下表の①から③までの書類または証拠を、当会社に提出しなければなりません。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当会社に提出する書類に加え、下表の①または②に規定する書類または証拠のいずれかを提出すれば足ります。

①	同伴競技者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
②	次のいずれかの書類または証拠 ア. 第2条（この特約の補償内容）(2)の表の②に規定する同伴競技者以外の第三者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 イ. 第2条(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等
③	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

⑫基本条項特約（費用）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

- ・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に <u>書面等</u> により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	<u>他の保険契約等</u> の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	<u>盗難</u> による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 調査の協力等	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または <u>傷害</u> の調査に協力すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

〈基本条項特約（費用） 第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによつて当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検査書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) **後遺障害**に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*7) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | |
|---|
| ① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 |
| ② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1) |

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（特約の失効）

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に失効するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が無効により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第6条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金の受取人が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、下表の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の全額
② ①以外の場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金の受取人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第7条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。

解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者または保険金の受取人に生じた損害については適用しません。

(*)1 本人以外の被保険者または保険金の受取人が該当する場合には、その被保険者またはその保険金の受取人に対する部分に限ります。

第8条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*)1、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*)1 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第9条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑬保険契約の更新に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
 - (2) この特約の適用にあたっては、特に記載のないかぎり、普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項(*)1ごとおよび基本条項特約（財産）、基本条項特約（賠責）または基本条項特約（費用）に規定する共通補償特約(*)2ごとにこれを適用します。
- (*)1 普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項に付帯された特約を含みます。
(*)2 共通補償特約に付帯された特約を含みます。

第2条（保険契約の更新）

- (1) 次に規定する日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しないことの意思表示がなされない場合には、この保険契約は第3条（更新後契約の内容）に規定する内容にて更新されるものとします。

この保険契約の保険期間の末日

- (2) 更新後契約(*)1の保険期間の初日はこの保険契約の保険期間の末日とし、保険期間は次に規定する期間とします。

この保険契約と同一の期間

- (3) (1)および(2)の規定によってこの保険契約が更新された場合には、当会社は、継続証等(*)2を保険契約者に交付します。ただし、普通保険約款基本条項第7節第4条（保険証券等の不発行の特則）に規定する保険契約者の申出があった場合は、この規定は適用しません。

(*)1 更新後契約とは、(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

(*)2 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第3条（更新後契約の内容）

- (1) 下表の条件をいずれも満たす場合には、この保険契約は、保険契約者から申出のあった内容にて更新されるものとします。

① 当会社が、保険契約者に対して、通知締切日(*)1までに、更新後の内容の提示を行うこと。
② ①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に書面等により更新後契約(*)2の内容の申出を行い、当会社がこれを承認すること。

- (2) (1)以外の場合は、この保険契約は、第5条（更新後契約に適用される制度、料率等）、第6条（更新後契約に適用される特約）およびこの特約に自動的に付帯される他の特約に別の規定がある場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における契約内容と同一の内容にて更新されるものとします。この場合において、(1)の表の①の条件を満たすときは、当会社は、保険契約者または被保険者に更新後契約(*)2の告知事項について告知を求めたものとし、保険契約者または被保険者がこの保険契約の告知事項を更新後契約(*)2の告知事項として改めて告知したものとみなします。

(*)1 通知締切日とは、第2条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。

(*)2 更新後契約とは、第2条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

〈基本条項特約（費用） 第8条(2)～(5)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在傷害総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

〈保険契約の更新に関する特約 第1条(2)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在傷害総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

第4条（更新後契約の保険料）

更新後契約(*1)の保険料は、更新後契約(*1)の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故歴、年齢等の条件に従って定めるものとし、当会社は、この金額を継続証等(*2)に記載するものとします。

(*1) 更新後契約とは、第2条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第5条（更新後契約に適用される制度、料率等）

当会社が、制度、料率等(*1)を改定した場合には、更新後契約(*2)に対しては、更新後契約(*2)の保険期間の初日における制度、料率等(*1)が適用されるものとします。

(*1) 制度、料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。

(*2) 更新後契約とは、第2条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第6条（更新後契約に適用される特約）

(1) この保険契約に付帯された他の特約が更新後契約(*1)の保険期間の初日において当会社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は更新後契約(*1)には適用しないものとします。

(2) 更新後契約(*1)の保険期間の初日において他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されることとなる場合、または他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されないこととなる場合があります。

(*1) 更新後契約とは、第2条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第7条（更新後契約の告知義務）

(1) 第2条（保険契約の更新）(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、保険契約申込書等に記載した告知事項および継続証等(*1)に記載された告知事項に変更があったときまたはこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたときは、保険契約者または被保険者は、通知締切日(*2)までに書面等をもって当会社に告知しなければなりません。

(2) (1)の告知については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

(3) この保険契約において告知義務違反による解除の理由がある場合は、当会社は、更新後契約(*3)を解除することができます。

(*1) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

(*2) 通知締切日とは、第2条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。

(*3) 更新後契約とは、第2条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第8条（更新後契約の初回保険料払込期日以前に発生した事故等に関する特則）

(1) 更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載がある場合は、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第5節第8条（保険契約解除の効力）(2)の表の①を下表のとおり読み替えて適用します。

① 第6条(1)の表の①の規定による解除の場合	初回保険料の払込期日
(2) 更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載があり、かつ、事故の発生の日が、初回保険料の払込期日以前である場合において、次のいずれかに該当するときは、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)を下表のとおり読み替えて適用し、同条(5)を適用しません。	
① 事故の発生の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれているとき。	
② 更新前契約の継続証等(*2)に保険料払込期日の記載がなく、かつ、更新前契約の保険料が全額払い込まれているとき。	

(3) (2)の規定を適用する場合において、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(2)を下表のとおり読み替えて適用します。

(2) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

(*1) 更新後契約とは、第2条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

⑭傷害総合補償の更新に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（更新後契約の内容）

当会社は、この特約により、保険契約の更新に関する特約第3条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約の内容を下表のと

おりとします。

項目	内容
保険金額等(*1)	この保険契約の保険金額等(*1)が、更新後契約の保険期間の始期において当会社の定める被保険者の年齢に対応する範囲を超える場合は、この保険契約は、当会社の定める範囲内に保険金額等(*1)を変更して更新されるものとします。この場合、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、保険契約者に対する書面等によって保険契約者に通知します。
上記に記載されている以外の事項については、満期日と同一の内容とします。	

(*1) 普通保険約款傷害定額条項第5条（お支払いする保険金）に規定する死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、一時金払保険金額、治療給付金額、入院・手術保険金対象日数、入院保険金支払限度日数、通院保険金対象日数および通院保険金支払限度日数をいいます。

⑯通信による契約申込に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、申込書(*1)または情報処理機器上の契約申込画面を確認する前に保険契約者から通信により保険契約の申込みがあり、かつ、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

(*1) 当会社の定める保険契約申込書等をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、電話、インターネットその他の情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し保険契約申込の意思表示をする方法により、保険契約の申込みをすることができるものとします。
- (2) (1)の規定により保険契約申込の意思表示を受けた当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書(*1)および申込書(*2)を保険契約者に送付するものとします。この場合において、保険契約者は申込書(*2)に必要な事項を記載し、当会社の定める期間内に当会社に送付するものとします。
- (3) (2)の規定に基づき、当会社が保険契約者による保険契約申込の意思表示に基づき作成した申込書(*2)に記載の事項を、保険契約者が変更または訂正する場合には、遅滞なく当会社にそのことを連絡することとします。
- (4) (3)の規定に基づき、連絡を受けた当会社は、改めて保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、別途通知書(*1)および申込書(*2)を保険契約者に送付するものとします。
- (5) 保険契約者により(2)および(4)の申込書(*2)が当会社の定める期間内に当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、(1)の申込みがなかったものとして取り扱います。
- (6) 当会社は、(2)または(4)の通知書(*1)にかえて、通知(*3)によることができるものとします。

(*1) 保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。

(*2) 当会社の定める保険契約申込書等をいいます。

(*3) 電話、インターネットその他の情報処理機器等の通信手段を媒介とする通知をいいます。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、第2条（保険契約の申込み）(2)または(4)の通知書(*1)にしたがい、初回保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 通知書(*1)に記載する初回保険料の払込期日は、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。ただし、この保険契約に適用されている普通保険約款および他の特約に保険料の払込期日に関して別の規定がある場合を除きます。
- (3) 通知(*2)による場合の初回保険料の払込期日は、保険期間の初日の前日とします。

(*1) 保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。

(*2) 電話、インターネットその他の情報処理機器等の通信手段を媒介とする通知をいいます。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、通知書(*1)に記載された保険料の払込期日までに初回保険料が払い込まれなかつた場合には、この保険契約に適用されている普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の保険料不払による保険契約の解除の規定を適用します。この場合において、保険契約者への通知は、保険契約者に対する書面により行います。

(*1) 保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。

⑯インターネット等による通信販売に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社と直接相対することなく保険契約者から情報処理機器上の契約申込画面を用いた保険契約の申込みがあり、かつ、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込みについての重要事項を了解した上で、当会社の定める手

続方法にしたがって、情報処理機器上の契約申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。

(2) (1)の規定により当会社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認画面を送信することにより引受契約内容を通知します。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、第2条（保険契約の申込み）(2)の契約確認画面にしたがい、初回保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 契約確認画面に記載する初回保険料の払込期日は、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に保険料の払込期日に関して別の規定がある場合を除きます。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、第3条（保険料の払込方法）(2)に規定する払込期日までに初回保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約に適用されている普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の保険料不払による保険契約の解除の規定を適用します。この場合において、保険契約者への通知は、保険契約者に対する書面により行います。

⑦保険料支払手段に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、当会社が指定する電子的な決済手段(*1)により、この保険契約の保険料(*2)を払い込む場合に適用されます。ただし、当会社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限ります。

(*1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。

(*2) 追加保険料(*3)を含みます。以下この特約において同様とします。

(*3) 契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条（保険料領収の時点）

当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の返還）

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

MEMO

MEMO

MEMO

耳や言葉の不自由なお客様専用

事故受付票

自動車保険以外用

ファックスをお送りいただく際はコピーをおとりいただいたうえ、
コピー紙をお送りください。
(本紙を直接送付いただくと紙づまりの原因となる場合があります。)

*自動車保険の場合には別の事故受付票をご使用ください

耳や言葉の不自由なお客様へ

事故が起こったときには、事故の状況、損害額の大小を問わざご契約の代理店または下記までご連絡ください。

下記にご記入いただき、
ファックスにてご連絡ください。

専用
FAX番号

0120-119-569
(24時間365日受付)



*FAX番号のお間違いには十分ご注意ください。上記FAXは東京海上日動安心110番(事故受付センター)で受け付けております。

弊社営業時間中(平日9時~17時)の受付分に関しましては当日中にご連絡致します。

営業時間外の受付分は翌営業日のご連絡となりますので、
お急ぎの場合には、右記「至急のご連絡欄」にチェックをお願い致します
(事故受付センターから窓口の方にご連絡をさせていただきます)。

至急の
ご連絡

希望(

午前
日 午後

時頃)

「★」欄には必ずご記入をお願い致します。

ご契約の内容	★証券番号	—	
	★ご契約者のお名前	(カナ)	★ご契約者のご連絡先 (TEL) (FAX)
ご契約者のご住所	都道府県	市区郡	

ご連絡の窓口	★窓口の方のお名前	(カナ)	ご契約者との ご関係 <input type="checkbox"/> ご契約者 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> その他()
	★窓口の方の ご連絡先	(TEL) (FAX)	

事故の内容	★事故日	20 年 月 日 午前 午後 時 分 頃
	事故場所	都道府県 付近
	★事故状況	

その他	おケガをされた方のお名前や被害に遭われた物等について、わかる範囲でご記入ください。

<個人情報の利用目的> お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や
関係する損害保険について損害保険会社間や弊社グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案
内を行うために利用させていただきます。

事故のときだけでなく、日常生活でもお客様をしっかりアシストし、安心をお届けします。



メディカルアシスト

24時間365日対応 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄の医療機関をご案内します。

0120-708-110

- 緊急医療相談
- 医療機関案内
- 予約制専門医相談
- がん専用相談窓口
- 転院・患者移送手配



介護アシスト

[受付時間] 平日午前9時～午後5時 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

0120-428-834

- 電話介護相談
- 各種サービス優待紹介

www.kaigonw.ne.jp

- インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林等の様子をご覧いただけます。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/